

○島根県産業技術センター技術者養成研修規程

平成4年9月18日

島根県告示第816号

改正 平成12年3月31日告示第294号

平成19年3月30日告示第289号

平成23年12月27日告示第830号

〔島根県立工業技術センター技術者養成研修規程〕を次のように定める。

島根県産業技術センター技術者養成研修規程

(平12告示294・改称)

(目的)

第1条 この告示は、島根県産業技術センター（以下「センター」という。）において、企業の技術の高度化及び付加価値生産性向上に資する技術者を養成するために行う研修について必要な事項を定めることを目的とする。

(平12告示294・一部改正)

(研修の種類等)

第2条 研修の種類は、次のとおりとする。

- (1) 技術研修 研修分野に関する専門の知識及び技術を修得するために行う研修をいう。
- (2) 機器操作等修得研修 研究機器の操作技術及び利用技術を修得するために行う研修をいう。

2 研修の分野及び内容は、別表に定めるとおりとする。ただし、センターの長（以下「所長」という。）は必要があると認めるときは、その一部を変更することができる。

3 研修期間は、1年を超えない範囲内において、所長が別に定める。

(平12告示294・平23告示830・一部改正)

(研修生の資格)

第3条 研修を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 研修分野に関する業務に1年以上従事したことがある者
- (2) 研修分野に関する高等学校、大学、高等専門学校、専修学校等を修了した者
- (3) 前2号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有するものとして所長が認める者

(平23告示830・一部改正)

(研修の申込み)

第4条 研修の申込みは、研修を受けようとする者が企業その他の団体（以下「企業等」と

いう。)に所属する者である場合にあっては原則として所属する企業等が、企業等に所属する者以外である場合にあっては当該研修を受けようとする者が行うものとする。

2 研修の申込みをしようとする者(以下「申込者」という。)は、技術者養成研修申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて所長に提出しなければならない。

(1) 研修を受けようとする者の履歴書又は職務経歴書(研修を受ける資格があることを判断できるもの。)

(2) 研修を受けようとする者の誓約書(様式第2号)

(平23告示830・一部改正)

(研修の申込みの承認)

第5条 所長は、前条の技術者養成研修申込書を受理し、当該申込みを適当と認めるときは、その旨を申込者に通知するものとする。

(費用の徴収)

第6条 所長は、必要に応じ研修に要する費用を申込者に負担させることができる。

(平23告示830・一部改正)

(研修の辞退)

第7条 申込者は、やむを得ない理由により研修を辞退しようとするときは、研修辞退届(様式第3号)を所長に提出しなければならない。

(平23告示830・一部改正)

(研修の中止)

第8条 所長は、研修を受ける者(以下「研修生」という。)が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、研修を中止することができる。

(1) 研修生が所長又は関係職員の指示に従わないとき。

(2) 研修生が正当な理由がなく研修を受けないとき。

(3) 研修態度の不良、疾病等により成業の見込みがないと認められるとき。

(4) その他研修生としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(5) 天災その他やむを得ない理由により研修の実施が困難となったとき。

(平23告示830・一部改正)

(修了報告書)

第9条 研修生は、研修が修了したときは、技術者養成研修修了報告書(様式第4号)を所長に提出しなければならない。

(平23告示830・追加)

(秘密の保持)

第10条 申込者及び研修生は、研修期間中にセンターの職員から秘密であることを告知され、口頭その他の方法により開示された情報を第三者に漏らしてはならない。

(平19告示289・追加、平23告示830・旧第9条繰下・一部改正)

(研修生の責務)

第11条 研修生は、この規程に定めるもののほか、所長が指示した事項を遵守しなければならない。

(平23告示830・追加)

(損害賠償)

第12条 申込者は、研修生が故意又は過失によりセンターの設備又は機器を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(平23告示830・追加)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成4年9月18日から施行する。

(島根県立工業技術センター伝習生規程の廃止)

2 島根県立工業技術センター伝習生規程（昭和31年島根県告示第440号）は廃止する。

附 則（平成12年告示第294号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第289号）

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県産業技術センター技術者養成研修規程の規定は、平成19年4月1日以後に開始された研修について適用し、同日前に開始された研修については、なお従前の例による。

附 則（平成23年告示第830号）

(施行期日)

1 この告示は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の島根県産業技術センター技術者養成研修規程の規定は、平成24年1月1日以後に開始された研修について適用し、同日前に開始された研修については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

（平23告示830・全改）


研修の種類	研修分野	研修内容
技術研修	1 材料技術 2 環境技術 3 食品技術 4 生産技術 5 電子電気技術 6 情報通信技術 7 デザイン技術 8 窯業技術	研修分野に関する専門知識及び専門技術の修得
機器操作等修得研修		各種機器の操作技術及びデータの分析方法の修得等

様式第1号(第4条関係)

技術者養成研修申込書

年 月 日

島根県産業技術センター所長 様

住 所
申込者
氏 名 
(企業等にあつては、名称及び代表者の氏名)

島根県産業技術センター技術者養成研修を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

研 修 の 種 類	技術研修・機器操作等修得研修(いずれかに○印)
研 修 生 の 資 格	規程第3条 1号・2号・3号(いずれかに○印)
研 修 生 氏 名	
研 修 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)
研 修 分 野 又 は 機 器 名	(技術研修にあつては研修分野、機器操作等修得研修にあつては対象機器名を記載すること。)
研 修 内 容	
希望する研修指導担当者	(部署及び職員の氏名を記載)

様式第2号(第4条関係)

誓 約 書

年 月 日

島根県産業技術センター所長 様

住 所
氏 名

㊟

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間、貴センターで行われる
研修に関し、島根県産業技術センター技術者養成研修規程を遵守することを誓約します。

様式第3号(第7条関係)

研 修 辞 退 届

年 月 日

島根県産業技術センター所長 様

届出者 住 所
氏 名 ㊦

〔企業等にあつては名
称及び代表者の氏名〕

この度、下記理由により研修を辞退します。

記

住 所
研修生 氏 名

理 由

様式第4号(第9条関係)

技術者養成研修修了報告書

年 月 日

島根県産業技術センター所長 様

研修生の氏名 ⑩
(企業等にあつては、名称及び代表者の氏名)

研修が修了しましたので、島根県産業技術センター技術者養成研修規程第9条の規定により、下記のとおり研修の概要を報告します。

記

研修実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
研修の種類	
研修分野又は機器名	
研修内容及び研修成果	

センターの研修指導担当者名 ⑩

様式第1号（第4条関係）

（平23告示830・全改）

様式第2号（第4条関係）

（平12告示294・一部改正）

様式第3号（第7条関係）

（平12告示294・一部改正）

様式第4号（第9条関係）

（平23告示830・追加）